

砂川市公共施設等総合管理計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

公共施設等を取り巻く環境の変化を踏まえ、砂川市においても公共施設等に対する将来的な需要が変化していくことが予測されることから、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを長期的視点により計画的に行う必要性が生じており、平成 28 年度に、公共施設等総合管理計画を策定し、令和7年度で計画期間が終了する。

今後においても住民の安全な施設利用を確保し、住民の求める機能を兼ね備えた施設としていくためには、公共施設全体での施設・サービスのあり方を引き続き検討していく必要があることから、令和8年度から令和 17 年度までの本計画策定を行うことを目的とする。

2 業務の内容

(1)業務名称

砂川市公共施設等総合管理計画策定業務委託

(2)業務内容

別紙「砂川市公共施設等総合管理計画策定業務委託特記仕様書」のとおり

(3)履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4)委託上限額

5,555千円以内（消費税含む）

3 参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

ア 公募の日において、砂川市競争入札参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

ウ 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、砂川市競争入札参加者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

オ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）及びプライバシーマークを取得していること。

カ 過去5年間に同種業務について完了した実績があること。

※同種業務とは「公共施設等総合管理計画の策定及び改訂」に関する業務をいう。

(計画の策定、改訂それぞれ1件以上の業務実績を必要とする)

4 業務上の条件

(1)管理技術者は下記①～③の資格を全て所有していること。

①技術士(建設/都市及び地方計画)もしくはRCCM(都市計画及び地方計画)

②認定ファシリティマネジャー(CFMJ)

③一級建築士もしくは特定建築物調査員

(2)管理技術者は提出者の組織に所属していること。

(3)主たる分担業務は再委託しないこと。

5 提案募集スケジュールの概要

1	公告日	令和7年5月30日
2	質問受付開始	令和7年5月30日
3	参加表明書提出期限	令和7年6月9日
4	参加資格結果通知	令和7年6月13日
5	質問受付締切	令和7年6月18日
6	技術提案書提出期限	令和7年6月23日
7	審査結果通知	令和7年6月27日予定
8	審査結果の公表	令和7年7月上旬
9	契約手続き	令和7年7月上旬

6 参加申込手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

(1)提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 参加表明書添付資料(様式2)

ウ 同種業務実績(様式3)

エ 管理技術者の経歴等(様式4)

(2)提出期限

令和7年6月9日(月)17時まで

(3)提出先

〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1番1号

砂川市総務課契約管財係

電話 0125-74-8789 e-mail:keiyaku@city.sunagawa.lg.jp

(4)提出方法

PDFファイルにて市が指定する申請フォームから提出すること。

(5)参加表明書記載要領

参加表明書に添付する資料は、別添の書式に基づき作成することとし、用紙の大きさは特記なき限りA4判タテとする。

(6)技術提案書提出者の選定

第一次審査として、業務上の条件を満たしているかを確認するとともに、参加表明書提出者が多数の場合は、評価要領により評価し、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として、3者以内を選定する。なお、提出者が1者の場合でも受付・審査をする。

(7)審査結果の通知

技術提案書提出者を選定した時は、令和7年6月13日（金）までに選定結果通知を電子メールにより通知する。

7 二次審査

(1)技術提案書の提出

一次審査により選定された二次審査候補者は、次のとおり書類を提出すること。

(2)提出書類

- ア 技術提案提出書（様式5）
- イ 技術提案書（任意様式）
- ウ 参考見積書（任意様式）

(3)提出期限

令和7年6月23日（月）17時まで

(4) 提出先

〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1番1号

砂川市総務課契約管財係

電話 0125-74-8789 e-mail:keiyaku@city.sunagawa.lg.jp

(5)提出方法

PDFファイルにて市が指定する申請フォームから提出すること。

(6)技術提案書作成要領

技術提案書の提出を要請された者（以下「技術提案者」という。）は、次のア～ウについて提案すること。

ア 本業務に対する取り組み姿勢及び実施体制についての提案

業務実施方針、業務実施体制、業務実施工程及び配慮事項を簡潔に記載する。この際、提出者を特定することができる内容の記述を記載してはならない。

イ 特定テーマ

テーマ1：今回の改訂において特に留意すべきポイントの提案

テーマ2:更新等経費に関する推計ツールの提案

ウ 参考見積書

本業務に係る合計経費見積金額と消費税相当額(10%)を提示すること。

※記入上の注意事項

- ・用紙サイズはA4版を基本とし、A3版を使う場合は横使いとする。
- ・技術提案書(任意様式)の文字サイズは10.5ポイント以上を使用する。
- ・技術提案は、提案技術者1者につき1つ限りとする。
- ・技術提案書の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする

(7)審査結果の通知

技術提案書提出者を選定した時は、令和7年6月20日(金)までに選定結果通知書を電子メールおよび文書により通知する。

8 審査方法等について

(1)審査方法

本業務に関する審査選定委員を選出し、提出された技術提案書の審査を実施する。

プレゼンテーションは行わず書面審査のみとする。必要であれば電話・メール等で担当者にヒアリングを実施するものとする。

(2)審査基準

別表の通り

(3)受託者の決定

受託候補者の選定については、技術提案書提出者が1者でも審査を行うこととする。また、審査による点数の合計が全体の6割未満である場合は、受託候補者としては選定しないものとする。

(4)二次審査結果の通知

審査結果は、参加事業者すべてに対し、令和7年6月20日(金)までに電子メールにより通知する。

なお、審査内容の質問及び審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

9 質疑応答等

1 本プロポーザルにおいて説明会の開催はしない。参加表明書及び提案書の作成にあたり質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類 質疑応答書(様式6)

(2) 提出期間 令和7年6月10日(火)17時まで

(3) 提出方法 電子メール

2 質疑の回答はすべての企画提案者に対し、別紙「質疑応答書」(様式6)により送付する。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1)参加資格要件を満たしていない場合

(2)提出書類に虚偽の記載があった場合

(3)実施要領等で示された、提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合